

ID: 226

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	中間検査		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市人にやさしいまちづくり条例 第35条		
例 規 番 号	平成19年条例第68号		
【根拠条文】 (中間検査) 第35条 開発事業者は、第30条及び第31条第3項に規定する協定に基づき整備した公共公益施設 その他開発事業に係る工事について、規則で定めるところにより市長が行う中間の検査を受 けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日